

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第54回）議事概要

1 日 時

平成26年3月31日（月）16時29分～17時35分

2 場 所

総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、川瀨 昇、関口 博正、長田 三紀、宮本 勝浩
（以上5名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁
（以上1名）

（3）総務省

吉良総合通信基盤局長、安藤電気通信事業部長、菊池総合通信基盤局総務課長、
吉田事業政策課長、柴崎事業政策課企画官、柴山事業政策課調査官、
竹村料金サービス課長、片桐料金サービス課企画官

（4）事務局

情報流通行政局総務課

4 議 題

（1）答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等）について【諮問第3062号】

審議の結果、復興特別法人税の課税期間を一年前倒しして終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、認可することが適当との答申をした。

【内容】

実績原価方式を用いて算定されるADSL等向けの電話線、いわゆるドライカップ等の平成26年度の接続料及びその他手続費の改定等を行うために接続約款の変更認可申請があったもの。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設

備に関する接続約款の変更の認可（平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【諮問第3063号】

審議の結果、復興特別法人税の課税期間を一年前倒しして終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、認可することが適当との答申をした。

【内容】

将来原価方式により平成23年度から平成25年度までの3年間を算定期間として算定されている加入光ファイバ（光信号端末回線伝送機能等）の接続料を改定し、平成26年度以降3年間の接続料を設定するために接続約款の変更認可申請があったもの。

ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークに係る平成26年度の接続料の改定）について【諮問第3064号】

審議の結果、復興特別法人税の課税期間を一年前倒しして終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、認可することが適当との答申をした。

【内容】

NTT東西のひかり電話などと接続をするための平成26年度の接続料の改定を行うために接続約款の変更認可申請があったもの。

エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成26年度の接続料等の改定）について【諮問第3065号】

審議の結果、復興特別法人税の課税期間を一年前倒しして終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、認可することが適当との答申をした。

【内容】

接続料規則の一部を改正する省令の公布・一部施行を受け、長期増分費用方式に基づく平成26年度の接続料等について、接続約款の変更認可申請があったもの。

(2) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に

係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成26年度事業計画等について

【内容】

NTT東西の平成26年度における基礎的電気通信役務に係る設備利用部門の費用の効率化の計画及び基礎的電気通信役務支援機関の平成26年度事業計画及び収支予算について、総務省より報告があったもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 神田 望木

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール ip-council@soumu.go.jp